

平成28年7月20日

会津若松市長 室 井 照 平 様

会津若松市監査委員 江 川 辰 也

会津若松市監査委員 戸 川 稔 朗

随時監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第5項の規定による随時監査について、会津若松市監査基準に準拠して監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

1 監査の対象

下記工事において、工事施工中の平成28年1月26日午後1時過ぎに、新たな横断溝を整備するため、既存の横断溝をコンクリートブレイカーを用いて取壊中に、水道管（配水本管口径500mm）を破損し、広範囲にわたり水道水への影響を及ぼしたことから、随時監査の対象とした。

※対象工事 工事名 市道若3-40号線外側溝工事

工 期 平成27年10月23日～平成28年3月29日

請負額 6,357,960円

受注者 有限会社 会津公衛建設

※対象部課 建設部 道路建設課

2 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める「監査の着眼点」の「第3工事

監査の着眼点」に基づき、当該工事の施工過程の検証を目的に監査を実施した。

3 監査等の主な実施内容

あらかじめ対象工事に係る関係資料の提出を求め、当該資料を精査し調査事項を抽出したうえで、当該事項を中心に所属長の出席を求め、監査委員による対面監査において、説明を聴取した。

4 監査の実施場所及び日程

書類審査 監査事務局内 平成28年5月13日～平成28年6月24日

対面監査 河東支所内会議室 平成28年6月27日

5 監査結果

工事の現場管理や施工管理にあたっては、当然ながら受注者の管理のあり方が問われるところであるが、本工事の着手にあたっては、発注者が特記仕様書に「受注者は、当該工事を実施するにあたり、埋設物管理者に対し地下埋設物有無の確認後に着手すること。」また、受注者が提出した施工計画書においても「ガス、水道等の埋設物については、本工事関係者に確認し、位置、種類等を把握し、作業を行う。」と記載されているにも拘らず、発注者においては受注者の確認行為の指示を、更に、受注者においては、他の埋設物は確認したものの、水道管については確認行為を怠ったものである。その結果、水道管（配水

本管口径 500 m m) を破損し、行仁地区をはじめとする 5 地区の 29 町に赤水等の影響を及ぼし、総額約 6 , 8 3 0 千円の損害を及ぼす結果となった。当該損害については、直接の原因者たる施工業者が賠償したものの、市民生活に重大な影響を及ぼしたことは、看過しえないものである。

なお、建設部においては、今後の再発防止策として、平成 28 年 4 月 1 日より新たに特記仕様書において、工事を実施するにあたり、予め、「地下埋設物確認書」の提出を義務化し、同確認書による確認後に工事を進めているとのことであり、また、本件事故を教訓に万が一の場合の損害賠償責任の履行を確実にするため、契約検査課においては、平成 28 年 4 月 1 日以降に契約する工事案件から請負業者賠償責任保険の加入を義務付けしたところである。

○指摘事項

今回の事故を教訓として、速やかに再発防止策を講じるとともに、万が一の事態に備えた対応策を講じたことについては、一定の評価をするものであるが、公共工事の市民生活に及ぼす重大性に鑑み、今回の事故を単に工事担当者の問題に帰することなく、工事担当部課においては組織全体の課題として、再発防止策が形骸化することのないよう仕様書及び施工計画書の遵守について徹底を図られたい。